

お客様 各位

社会保険強制加入に関する新聞報道について

平成16年 4月21日
さくら記帳代行センター
世田谷事務所・柏事務所

拝啓

陽春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日付の新聞各紙に標記の報道がなされましたので、それに付きまして簡単に解説させていただきますと存じます。

お忙しい中恐縮ですが、大変重要なご案内なので必ずご高覧賜りますようお願い申し上げます。
敬具

***このご案内は、まだ政府管掌の社会保険に加入していない方を対象として説明が書かれていますので、すでに加入済みの方はお読みいただく必要はございません。**

(1) 新聞報道の要旨

現在、政府管掌の健康保険・厚生年金保険に加入していない事業所が増加しています。

これは、「新規設立の法人が加入しない」「加入していた事業所が口実を設けて脱退している」ことなどが原因となっています。

いずれも、企業の業績の悪化、従業員の手取額増加の希望などの理由から、事業所自体が国民健康保険・国民年金という負担の少ない方へシフトして、厚生年金等の社会保険の高負担を避けるために起きています。

今回の「年金改革法案」の成立に際して、現状が続けば政府が考えるシュミレーションがすべて壊れてしまう可能性もあり、また加入者に不公平感が強まることから、**本来加入しなければならぬ事業所に対して加入を強制し、場合によっては罰則も与える、という方針を社会保険庁が固めました。**

2004年度中に調査・準備を行い、2005年4月から本格的な活動に入ります。

(2) 社会保険庁の決定の背景

今まで社会保険庁は「加入事業所が減っても、徴収率（納付すべき額に対する実際の納付額の割合）が高い方がいい」という考え方でしたが、今回の決定により「徴収率は下がっても、加入事業所を増やそう」という方針に変更となりました。

年々減り続ける加入事業所の現象を食い止め、増やすことによって、公的年金制度自体の崩壊を防ぎたい、というのが狙いです。

(3) 小規模な事業者への具体的な影響 (加入促進の対象)

今まで社会保険庁は小規模な事業者については、社会保険への加入推進をあまり行ってきませんでした。しかしこれからは、上記の決定を受けて小規模事業者へも加入促進の働きかけが強まる可能性があります。

現在の法律では、加入の義務があるのは「法人全部(社長1名の法人でも加入義務があります)」「従業員が5名以上いる個人事業所(サービス業などを除きます)」となっていますので、原則としてこの方々を対象に加入促進のアプローチがなされます。

ただ初めからすべての事業者に加入促進を働きかけるのは、社会保険事務所の人的なキャパシティから考えても難しいので、「ある程度の人数の従業員がいる事業所」がまずは対象となると思われます。極めて小規模な事業所まで加入促進の対象となるかどうかは微妙です。

(4) 小規模な事業者への具体的な影響 (負担の増加)

現在、国民健康保険・国民年金に加入している方々が政府管掌の社会保険に変更となった場合の負担は、以下のようになります。

国民健康保険は所得に比例しますが、国民年金は一律月額13,300円となっていて、所得に比例しません。また両者ともに事業所の負担はありません。これが政府管掌の厚生年金となると、両方とも所得比例となり、両方とも事業所の負担が発生します。

(原則として政府管掌の健康保険・厚生年金は労使折半となります)

詳細は以下の例をご覧ください。

* 以下の表は、役員、事業主も含む1名あたりの保険料額です。

* 毎月、以下の負担が発生します。(本人負担・事業所負担それぞれ給与額の10%強)

* < 事業所の納付額 > は、以下の他に「児童手当」が加わりますので、若干増えます。

* 以下の例は介護保険を含みませんので、40歳以上の方は介護保険料が加算されます。

* < 給与月額 > には通勤交通費も含まれます。

* 賞与も同じ料率で保険料が計算されます。

* 対象となる従業員は、「役員・事業主」「正社員」「パート・アルバイトで一定の条件に当てはまるもの」となります。

< 給与月額 >	< 種別 >	< 本人負担分 >	< 事業所負担分 >	< 事業所納付額 >
月額10万円	健康保険	4,018円	4,018円	8,036円
	厚生年金	6,654円	6,654円	13,308円
	合計	10,672円	10,672円	21,344円

月額20万円	健康保険	8,200円	8,200円	16,400円
	厚生年金	13,580円	13,580円	27,160円
	合計	21,780円	21,780円	43,560円

月額30万円	健康保険	12,300円	12,300円	24,600円
	厚生年金	20,370円	20,370円	40,740円
	合計	32,670円	32,670円	65,340円

(5) 弊社の対応について

先にもご説明しましたように社会保険庁がどの規模の事業所まで加入促進の対象とするかが不明なので、暫くは様子見でよろしいと思いますが、加入促進の対象となる場合もあることを考えて、またこれを機会に社会保険へ加入しようというご希望にも応えるため、**本年度中に以下の対応を検討しています。**

(A)「さくら給与計算センター」を設置し、**給与計算業務を開始**します。

(B)社会保険労務士と提携して、**社会保険関係の手続き・申告業務を開始**します。

(A)(B)は独立した業務内容と考えておりますので、(A)をご採用いただかない方でも(B)だけご採用いただけるようにしたいと思っております。(その逆も可能です。)

また、いずれの場合も、お費用は一般的な社会保険労務士事務所よりもお安くなるように設定する予定です。

(6) その他・ご注意

上記報道を受けて、**「社会保険に加入しなければいけなくなった」という言い方で社会保険労務士等が営業を行う可能性があります。**

先にもご説明したとおり、加入促進の対象となるかどうか分からない段階では、**小規模事業者の方々の場合、あくまでも様子見でいい**と思われまので、早急な対応は不要です。

ただし2005年4月以降、社会保険事務所(またはその委託を受けた社会保険労務士等)から「加入するように」という連絡が合った場合には、断ることは難しいので、対応せざるを得ない状況となります。

以上、取り急ぎご案内申し上げます。

ご不明な点は、遠慮なくお問い合わせ下さい。